

氏名(本籍)	松本 真由美(北海道)	
専攻分野の名称	博士(社会福祉学)	
学位記番号	博第7号(甲第7号)	
学位授与の日付	平成25年9月30日	
学位授与の要件	学位規則第4条第1項	
学位論文題目	精神に障害のある人の権利回復 一地域移行支援事業におけるピアサポートの導入・拡大と地方精神 保健福祉審議会への精神に障害のある人の参画を中心として一	
論文審査委員	主査	北星学園大学教授 杉岡 直人
	副査	北星学園大学教授 上野 武治(指導教授)
	副査	北星学園大学教授 中村 和彦
	委員長	北星学園大学教授 砂子田 篤

学位論文審査要旨

本論文は、精神障害者の権利回復について、現在進められている地域移行支援事業におけるピアサポートの重要性に着目し、政策的な変遷を丹念に追跡してピアサポートの国際的な位置づけをふまえ、1)日本におけるピアサポート制度の導入と実践のプロセスとその動向を探究すべく現地調査と郵送調査を実施し、あわせて、2)地方精神保健福祉審議会への当事者参加について参画状況を分析・検討した上で、今後のピアサポートのあり方および権利回復に向けた政策提言を試みた意欲的な論文である。

筆者は精神保健福祉の領域での「権利回復」は、精神障害のある人が専門職らと同列に位置づけられることにより達成され、また、保護の「客体」から、権利の「主体」への変化は、具体的な場面で役割を担うことによって実現されるとしている。この意味で筆者は、ピアサポートの導入と審議会への参画が重要な意味を持つことを引き出そうとしている。障害者福祉の領域では、当事者主権の議論がなされることが一般的であるが、当事者の主体性を具体的に参加の場面でどのように位置づけして評価するのかについて、政策研究として重要性は理解されるものの具体的な分析を試みる取り組みは少なく研究手法もクリアにされていない状況にあって、今回の論文作成においては複数のリサーチを試みながら政策展開のポイントを評価することに成功している。

キーワードとして権利回復を提示しているのは<権利擁護>がソーシャルワークのアドボケイト機能に視点をおくのに対し、<権利回復>というキーワードを当事者の決定への参加を視点として位置づけている点による。分析に関しては、国連の障害者に関する条約・宣言等に示される視点と、わが国のこれまでの精神保健福祉施策、中でも精神科病院の社会的入院者の地域移行に関する施策や事業、関連法規をもとに考察しており、あわせて社会的入院問題解消に向けた地域移行支援事業と、地域移行支援事業に関する自治体を対象とする調査をまとめている。

また、キーワードとなるピアサポート概念については、地域移行支援事業を先進的に進めてきた北海道に焦点をあて、北海道内3圏域の、ピアサポーター、元対象者、推進員、精神科病院関係者に面接調査を行い、ピアサポートの効果として、ピアサポーターの心情的サポートを中心とする「仲間的支援」と、これまで蓄積した技能や経験知を発揮した「熟達的支援」を取り出している。さらにピアサポート導入による数値上の成果を検討するために各自治体の地域移行支援事業実績、具体的には退院者数、新規利用者数、継続利用者数の実績が、ピアサポートを全圏域で導入する自治体と一部導入する自治体および未導入の自治体の間で違いがあるかを分析している。さらには、地方精神保健福祉審議会への当事者委員の参画について、実態調査がなされていない中で、自治体への調査を実施し、その実態を浮き彫りにして分析を加えた点にも本論文のオリジナリティを見出すことができる。

一 本論文の構成

構成は大きく2部構成になっている。第1部は、問題の所在と概念整理（序章）から始まり、関連する制度および事業の解説と問題点を整理（第1章）した上で、セルフヘルプグループ、オルタナティブサービス、ピアサポートの関する先行研究（第2章）、政策決定過程への参画（第3章）を展開し、第2部（調査研究編）では、地域移行支援事業におけるピアサポートの支援効果（第1章）、自治体の取り組み比較（第2章）、全国地域移行支援事業調査（第3章）、地方精神保健福祉審議会への参画（第4章）に区分して展開している。参考までに目次を以下に紹介しておく。

目次

序章 問題の所在

第1節 障害者観におけるパラダイム・シフト—障害者権利条約から—

第2節 人権を重視する考えの系譜

1. 世界人権宣言と国際人権規約との関連
2. 「社会モデル」、および「個人モデル」と「社会モデル」の相互作用
3. 権利条約の強調点：障害のある人の「権利回復」

第3節 精神保健福祉領域のパラダイム・シフト

第4節 地域移行支援事業におけるピアサポートの導入

第5節 精神に障害のある人の政策決定過程への参画の重要性

第6節 まとめ

第7節 本論文の構成

第8節 研究方法の選択

引用文献

第1部 問題分析編

第1章 精神に障害のある人の「権利回復」と社会的入院問題解消に向けた地域移行支援事業の概況

第1節 障害のある人の権利に関する条約等と精神保健福祉領域の地域移行の施策等との関連

1. 障害のある人の人権に関する条約の重要事項
2. 地域移行に関するピアサポート施策・事業・法律の変遷

第2節 精神に障害のある人の権利回復に向けて

第3節 社会的入院問題解消に向けた変遷

1. 社会的入院とは
2. 精神障害者地域移行支援事業の概況

第4節 精神に障害のある人の地域移行に関する実践報告

第5節 まとめ

引用文献

第2章 精神に障害のある人同士による支援活動—その変遷及び先行研究

第1節 精神に障害のある人同士による支援活動の歴史的変遷

1. セルフヘルプグループ
2. オルタナティブサービス
3. ピアサポート

第2節 地域移行支援事業におけるピアサポートに関する先行研究

1. 諸外国の地域移行支援事業に関わるピアサポート研究
2. わが国の先行研究の概要

第3節 ピアサポート研究と精神に障害のある人の人権

第4節 まとめ

引用文献

第3章 精神に障害のある人の政策決定過程への参画

第1節 障害のある人の政策決定過程への参画の法的根拠

第2節 政策決定過程および実施過程への障害のある人の参画に関する国及び地方の動向

第3節 障害のある人の運動の変化

第4節 諸外国の事情

第5節 障害のある人の政策決定過程への参画に関する先行研究

第6節 まとめ

引用文献

第2部 調査研究編

第1章 調査研究Ⅰ 精神障害者地域移行支援事業におけるピアサポートの支援の効果—中間的支援と熟達的支援の意義—

第1節 はじめに

第2節 研究方法

1. 調査期間
2. 調査圏域

3. 調査対象者
4. 調査方法
 - (1) 調査の手順
 - (2) 分析方法の選択

第3節 結果

1. 調査の実際
2. インタビュー内容の分析方法とその結果
 - 1) 間機的支援
 - 2) 熟達的支援

第4節 考察

1. ピアサポーターによる支援の意義
 - 1) 間機的支援
 - 2) 熟達的支援
2. 地域の実情に即したピアサポートの導入に向けて
3. 障害者権利条約の理念およびわが国の関連施策とピアサポート導入の意義

第5節 結論

引用文献

第2章 調査研究Ⅱ 精神障害者地域移行支援事業に取り組む北海道内の3地域間比較—地域の事業実施状況と、ピアサポートの支援の効果との関連—

第1節 はじめに

第2節 研究方法

1. 調査期間
2. 調査圏域および対象者
3. 調査方法
 - 1) インタビュー実施状況
 - 2) インタビューガイド
 - 3) 分析方法

第3節 結果

1. 札幌 A 事業所の場合
 - 1) 事業の経緯と社会資源の事情
 - 2) 対象者 D 氏への支援経過
 - 3) ピアサポーターに関する事項
 - 4) 精神科病院と地域事業所の連携
2. 遠軽・紋別 B 地域の場合
 - 1) 事業の経緯と社会資源の事情
 - 2) 対象者 E 氏への支援経過
 - 3) ピアサポーターに関する事項
 - 4) 精神科病院と地域事業所の連携

3. 後志C地域の場合

- 1) 事業の経緯と社会資源の事情
- 2) 対象者F氏への支援経過
- 3) ピアサポーターに関する事項
- 4) 精神科病院と地域事業所の連携

第4節 考察

1. 地域ごとに異なるピアサポートの効果

- 1) 札幌A事業所の場合
- 2) 遠軽、紋別B地域の場合
- 3) 後志C地域の場合
- 4) ピアサポートを含めた地域移行支援事業の体制づくり

第5節 結論

引用文献

第3章 調査研究Ⅲ 全国の地域移行支援事業実施状況調査ーピアサポート導入状況との関連

第1節 はじめに

第2節 研究方法

1. 一次調査

- 1) 調査期間
- 2) 調査対象
- 3) 調査方法

2. 二次調査

- 1) 調査期間
- 2) 調査対象
- 3) 調査方法

第3節 結果

1. 一次調査の結果

- 1) 各都道府県の圏域数、事業実施状況、ピアサポート導入状況
- 2) 各政令市の圏域数、事業実施状況、ピアサポート導入状況
- 3) 都道府県、政令市を併せた圏域数、事業実施状況、ピアサポート導入状況

2. 二次調査の結果

- 1) 回収率と集計結果
- 2) 実績結果の比較
- 3) 自由記述

第4節 考察

1. ピアサポート導入状況
2. ピアサポート全圏域導入群の特徴
3. ピアサポート導入困難要因ないし、導入拡大要因についての検討

- 1) ピアサポートのための人材確保の問題
- 2) ピアサポート導入に向けた体制作りの問題
- 3) 専門職、行政職の理解
- 4) ピアサポーターへの合理的配慮の必要性

第5節 結論

引用文献

第4章 調査研究Ⅳ 精神に障害のある人の地方精神保健福祉審議会への参画の概要

第1節 はじめに

第2節 研究方法

1. 一次調査

- 1) 調査期間
- 2) 調査対象
- 3) 調査方法

2. 二次調査

- 1) 調査期間
- 2) 調査対象
- 3) 調査方法

第3節 結果

1. 一次調査の結果

- 1) 審議会の設置・開催状況
- 2) 当事者委員および家族委員の有無
- 3) 全委員数、当事者委員および家族委員数
- 4) 当事者委員がいない都道府県・政令市の今後の当事者委員委嘱予定

2. 二次調査の結果

- 1) 委員の参加要件
- 2) 委員構成
- 3) 当事者団体の代表性・公平性
- 4) 資料の事前配布の有無

第4節 考察

1. 審議会の開催と設置

2. 当事者委員および家族委員の参画の有無

3. 当事者委員参画拡大に向けて

- 1) 障害のある人の参加要件の問題
- 2) 家族委員を当事者委員の代弁者とする点
- 3) 当事者団体の代表性・公平性の問題
- 4) 障害のある人の参画へのためらい

4. 複数の当事者委員を配置する政令市の傾向

5. 代表性、公平性

6. 合理的配慮

7. 審議会の活性化に向けて

第5節 結論

引用文献

終章 まとめと今後の課題

第1節 本研究の到達点

1. 問題分析編のまとめ

2. 調査研究編のまとめ

1) ピアサポート全圏域導入群の事業実績結果

2) ピアサポート全圏域導入群の事業実施体制の違い

3) ピアサポート導入に必要な4要因

4) 地方精神保健福祉審議会への精神に障害のある人の参画

第2節 再び、精神の障害のある人の「権利回復」

1. 専門職の関わり

2. 精神に障害のある人に対する「意識向上」

第3節 今後の課題

引用文献

資料 調査票Ⅰ

調査票Ⅱ

調査票Ⅲ

二 本論文の概要

本研究は「精神に障害のある人の権利回復—地域移行支援事業におけるピアサポートの導入・拡大と地方精神保健福祉審議会への精神に障害のある人の参画—」をテーマとし、特に以下の点について言及することを目的としたものである。第一に障害者権利条約を読み解き、これまで、實際上、人権の範疇に含まれなかった障害のある人が、「権利の主体」足り得ることを示す。第二に「権利の主体」であることを具体的に示す事象として、精神科病院の社会的入院者の退院を促進するために、国が実施してきた地域移行支援事業においてピアサポートの導入が専門職では成し得なかった、精神に障害のある人に対する効果について取り上げている。第三に政策決定過程への障害のある人の参画、中でも地方精神保健福祉審議会における当事者参画の現状と課題を示すことで、精神に障害のある人が「権利の主体」として活動することの重要性を示している。

ピアサポートの導入・拡大と地方精神保健福祉審議会への精神障害のある人の参画の実現は、これまで権利を享受できなかった精神の障害のある人が、力を発揮し、自らの貢献によって「権利回復」することである。しかし、障害のある人が権利の主体となるには、障害のある人だけでなく、社会一般が、障害のある人もまた権利の主体であることを認識する必要があり、それは大きな社会変革を伴うことから、本研究が示す結果は、障害のあ

る人の「権利回復」の実現に近づくものとして位置づけている。

研究の方法および対象については、質的研究と量的研究の利点を活かし、地域移行支援事業におけるピアサポートの導入・拡大については、全国的にはピアサポートの導入が限られている中、特に、ピアサポートを積極的に導入しながら当地域移行支援事業を实践する北海道の3地域を調査地とし、関係する4者を対象とし、インタビュー調査を実施した。

対象とした4者は、ピアサポーター、当事業の元対象者（元長期入院者）、精神科病院に所属する専門職（精神科医や精神保健福祉士）、地域移行推進員（当事業において、対象者の地域移行を実現するために精神科病院と地域をつなぐ役割を果たす、地域事業所に所属する専門職）である。

また、当事業の全国での実践状況およびピアサポートの導入状況を47都道府県および19政令市の担当部局に調査し、あわせて質問紙調査を実施したものを量的に分析している。

さらに、地方精神保健福祉審議会への精神障害当事者の参画については、都道府県および政令市の審議会担当部局に、当事者委員、家族委員の委嘱状況および委員の内訳、今後の当事者委員委嘱の予定等について調査した。

本論文は序章で問題を提起し、本論は2部構成となっており、1部を問題分析編、2部を調査研究編とし、終章で本論文のまとめと課題が整理されている。

第1部について

第1章は精神に障害のある人が「権利の主体」であること、および「権利回復」に関わる理念について、特に、国連の障害者に関する条約・宣言等を整理し、また、わが国のこれまでの精神保健福祉施策、中でも精神科病院の社会的入院者の地域移行に関する施策や事業、関連法規と関連づけ考察している。わが国の社会的入院問題解消に向けた地域移行支援事業の足跡や実践報告を辿ると、事業は着実に進展しているものの、退院実数に限定すれば極めて成果が乏しく、改革の一つとしてピアサポートの導入が位置づけられている。

第2章では、地域移行支援事業におけるピアサポートの重要性について検討するため、障害のある人同士による支援活動の歴史的変遷と、地域移行支援事業に関わるピアサポートの先行研究を示した。障害のある人同士による支援活動として、セルフヘルプグループ、オルタナティブサービス、ピアサポートの概略を示し、特にピアサポートの定義を整理した。

地域移行支援事業におけるピアサポートと直接関連する先行研究は20数本みられ、ピアサポートの効果や役割について言及し、特に、専門職の支援とは異なる安心感や同一目線での関わり、体験的知識にもとづく支援の効果を示し、ピアサポートは専門職では成し得ない支援の効果があると考えられる。

しかし、先行研究の多くは事業に直接携わる者による実践報告が中心であり、ピアサポート研究をより発展させるためには、当地域移行支援事業に関わるピアサポーターや専門職、および実際にピアサポートによる支援を受け退院した元対象者の声を直接聴取する必要がある。また、ピアサポートを導入することで当事業の退院実績等が上がるなどの量的差異が示されることが重要であることを指摘している。

第3章では障害のある人の政策決定過程への参画に関する概況を示した。これまで、障

害のある人が政策決定の場に位置づく機会は極めて少ない。そこで、障害のある人の参画にあたり、障害のある人の政策決定過程への参画の法的根拠、実際の動向と障害者運動の変化、諸外国の事情、関連先行研究をあげ、参画の重要性について言及している。

第2部について

第1章は地域移行支援事業におけるピアサポートについて、地域移行支援事業を先進的に進めてきた北海道において、道内3圏域のピアサポーター、元対象者、推進員、精神科病院関係者に面接調査を実施している。第2章では、北海道の3地域の個々の事業実態を示し、ピアサポートの効果との関連について検討している。第3章では各自治体の地域移行支援事業実績、特に、退院者数、新規利用者数、継続利用者数の実績が、ピアサポートを全圏域で導入する自治体と、一部導入する自治体と、未導入の自治体で違いがあるかを確認するため調査を実施した。さらに、各自治体の事業実施体制およびピアサポート導入体制に関わる相違点を明らかにするため、質問紙調査を実施し、ピアサポート導入・拡大の要因について検討している。

第4章では地方精神保健福祉審議会への精神に障害のある人の参画について調査し、参画拡大に向けた要因について検討している。

本論文の研究結果のポイントを以下にまとめておく。

- 1) ピアサポートの効果として、ピアサポーターの心情的サポートを中心とする「仲間的支援」と、これまで蓄積した技能や経験知を発揮した「熟達の支援」を導き出している。

仲間的支援は対象者に寄り添い、親身になって支援する心情的なサポートであり、これまで多くの研究者や実践報告で指摘されているピアサポーターならではの支援と考えられる。ピアサポーターは対象者の気持ちを理解し、温かい関わりを常とし、サポートする対象者を自身とオーバーラップさせ、対象者を自分と同列に位置づけ、尊重する純粋な姿や、身近にサポートが得られない人たちのためにその役割を果たす姿勢などを特徴とする。また、対象者が不安やできないと思う気持ちなど対象者の否定的感情を受容し、困難があつて当たり前と考え、できないことを温かく見守り、同行支援時は対象者にとって楽しい体験になるよう配慮し、地域で生きる実感を対象者に伝えるなど、先に退院した者が、次に続く者を応援するかわり方である。

熟達の支援は当事者の経験知から得られた相談援助の力を指す。ここでいう熟達の支援とは、専門職並みの支援をピアサポーターが行えることではなく、専門職とは異なる、熟練した職人のような支援を実施することである。具体的には、専門職と対象者、家族と対象者が対立しそうな場面に介入し、専門職や家族のことばを対象者にわかりやすく翻訳し、対象者の思いを専門職や家族に伝える橋渡しをするなど、対象者の思いとシンクロナイズするような支援の在り方を言う。

ピアサポーターは自身も精神疾患を持ち、多くは入退院の経験者であるから、どんな支援が必要かを、心情的かつ具体的に把握できる。加えて、ピアサポーターはピアサポートを行う動機づけが高く、「恩返し」や「助けたい」気持ちで対象者を支える。

- 2) 北海道の自治体比較をおこない、3 地域それぞれのピアサポートの特徴として「隙間的支援」、「ワークシェアリング」、「つなぎ手としての役割」を見出した。また、それぞれの違いは地域移行支援事業の進展状況とも関わっており、最初期は「周知徹底期」、中期は「関係機関の連携期」、安定期は「ピアサポートの役割確定期」と考えられ、各地域の事業実施状況に応じたピアサポートの効果をとらえている。
- 3) 全国 47 都道府県と 19 政令市の二次医療圏域ごとのピアサポート導入状況は約 3 割であり、全国レベルではピアサポートを導入する圏域が限られていることを把握した。ピアサポートを各都道府県や政令市の全圏域で導入するピアサポート全圏域導入群は退院者数、新規利用者数、継続利用者数の実績において他のピアサポート一部導入群やピアサポート未導入群との間で差が見られた。退院者数でピアサポートの効果が示せたことは、今後、全国でピアサポート導入・拡大につなげる根拠となる。また、ピアサポート全圏域導入群は地域移行支援事業実施体制やピアサポートに関わる体制も整う傾向があり、具体的には、ピアサポーター数、個別支援会議開催数、精神科病院数、事業該当精神科病院数、退院後の平均支援期間で差がみられた。一方、一部導入群と未導入群は、ピアサポートを担える人材不足、ピアサポートを活かす仕組みのなさを含む全体的な体制構築が充分になされていない傾向が窺えた。
- これらから、ピアサポート導入の 4 要因として、「ピアサポートのための人材確保の問題」「ピアサポート導入のための体制づくりの問題」「関係機関の専門職、行政官の理解」「ピアサポーターへの合理的配慮の必要性」を見出した。また、今後のピアサポート導入のためには、単に効果があるから導入するだけでなく、精神に障害のある人が能動的に社会に参加し、権利の主体として地域移行にあたることの意義を念頭におき、関係者が積極的にピアサポートの導入をすすめることが重要としている。
- 4) 審議会における精神障害のある人の参画は各都道府県・政令市においては 1 名の参画さえ 3~4 割しか実現できず、障害のある人を複数擁する自治体はわずか 3 か所のみであった。当事者委員複数体制を取る 3 政令市は先進的であり、障害のある人の参画に対する意識の高さがうかがえた。特に、2 市は審議会委員の参加要件に「市の住民」「市長が適当と認める者」の文言をつけ、障害のある人や市民の参画を可能にした。全国の都道府県及び政令市の審議会では精神障害のある人の参画の拡大要因としては、①精神保健福祉法及び審議会条例に障害のある人や家族の参画を明記すること、②障害のある人の意見は障害のある人から聴取し、家族を代弁者とししないこと、③審議会主催者側や関係側の精神に障害のある人に対する理解、④当事者委員を複数ないしは過半数配置とすること、⑤委員の参画における代表性・公平性の担保、⑥当事者参画のための具体的な合理的配慮の実施、⑦審議会の議論の活発化等の要素が見出された。これらのことは、社会の理解と具体的な配慮があれば、障害のある人の審議会への参画が可能であり、こうした具体的な一つひとつを達成することにより、精神に障害のある人が主体的に権利を行使することへとつながることになる。これまで保護の「客体」だった人が権利の「主体」になり、これまで世話をされる立場だった人が役割を任されることは非常に大きな意味があり、地域移行支援事業におけるピアサポ

ートの導入と審議会への参画は重要なポイントとなる。

今後は障害のある人が発言力を増し、講演会などによる地域啓発活動のみならず、実践報告や学会発表等を多数生み出すことが想定されるが、その段階に至っては、これまでの専門職中心のあり方では立ち行かなくなり、障害のある人の声を聴き、彼らの力が発揮される時がパラダイム・シフト実現の時期といえる。その時に、専門職は障害のある人が示すものを共有し、彼らと共に精神保健福祉の新たな発展を築くことになる。専門職と精神障害のある人が同じ立場で、互いに力を出しあい、精神に障害のある人の主体的な地域生活の実現を築くことが展望される。

三 本論文の評価

本論文は、「精神障害のある人の権利回復の問題を、精神科病院からの地域移行支援事業におけるピアサポートの効果と、地方精神保健福祉審議会への障害のある人の参画を通して検討すること」を目的としている。論文は、この目的に対する論理的な構成が一貫していることを受けて、口述試験では、概念整理と国内外の文献を使った先行研究の整理の仕方、政策の制度設計の経緯、実態調査としてのピアサポートの対象と分析手法に関して、その手続きを含めて相当な時間を費やして質疑をおこなった。

予備審査段階では、審査員からのコメントとして、これまでに多くの障害あるいは障害者観（モデル）が提示されているなかで、著者が主張する「人権モデル」の合理的な根拠やその位置づけを説明することが必要ではないか、また、「権利擁護」ではなく、「権利回復」とする根拠や合理的な説明が必要との意見が指摘されたが、最終試験においては、これに対する的確な整理がなされており、結果として、テーマに関連する包括的な学習と研究の蓄積がなされていることが確認され、現行のピアサポートに関する評価と課題について十分な把握と課題が整理できていることを認めることで、本研究の意義と課題について精力的かつ意欲的に取り組まれた論文であると評価した。

引用および参考文献の収集と読み取りについては、十分に整理がなされており、記述の上での論理性も的確である。

とりわけ、政策理念や障害のある人の権利に関わる規範的な問題に関して、単に理論的な考察を試みるのではなく、新しいピアサポートの視点と関係事業との関わりを政策の展開と自治体における受け止めの実態調査をピアサポーターの関係者に対する質的な研究とあわせて実証的に分析し、ピアサポート制度導入のさらなる可能性を指摘する試みをおこなった意欲的な論文と評価できる。

このように実証的な分析として評価する一方、さらなる改善が期待される事項や今後の課題として以下の6点を指摘しておく。

- (1) 質的研究の分析過程では、M-GTAと類似した整理がなされるため、SCATの分析方法との相違点について、予備審査後において整理がなされていたが、やや不十分ではないかという指摘があり、対象の選定の仕方を含めて注意深い手続きが求められる。

- (2) ピアサポートの効果について3つの調査から意欲的に検討されているが、今後さらにピアサポートの効果を取り上げるためには、ピアサポートが使われていない地区との比較やこれまでの実績に対してピアサポートが導入されたことでどのような変化が認められたのかを操作的に整理する作業が期待される。
- (3) 精神障害のある人の権利回復を地域移行支援における「ピアサポート活動」の充実と「地方精神保健福祉審議会への当事者参画」に求めているが、権利回復を主題にした場合、自治体における格差等の構造的要因やスティグマ要因等々も考慮する必要がある。
- (4) 専門職、専門支援者による限界性はあるが、その必要性も存在するといえ、ピアサポート活動による如何なる課題に専門職が関わることになるのかを明確にする取り組みが必要となる。
- (5) 統計的な処理において有意差を問題にするための分析手順の点検と統計処理結果について、専門用語を正確に用いて修正記述することが必要である。
- (6) 地方精神保健福祉審議会への当事者委員の参画について、現状が明らかになったが、今後の具体的方策・方法について、さらなる考究が求められる。

なお、以上の指摘は、今後において研究の展開が期待されるものであり、本論文の成果自体の評価を低めるものではない。

以上の審査結果から、審査委員一同は、本論文が学位論文として学術水準に充分達していることを認め、更に口述試験をも考慮して、松本真由美氏に、北星学園大学博士（社会福祉学）の学位を授与することが適当であると結論する。

学位論文最終試験の結果の要旨

2013年7月8日、学位授与申請者松本真由美氏の最終試験を行った。

試験において、提出論文「精神に障害のある人の権利回復―地域移行支援事業におけるピアサポートの導入・拡大と地方精神保健福祉審議会への精神に障害のある人の参画を中心として―」に基づき、審査委員が疑問点につき逐一説明を求めたのに対し、松本氏は、論文執筆後の知見も踏まえ、いずれも適切に説明を行い、審査委員の疑問を解消した。